

令和2年9月吉日

会員各位

千葉市介護支援専門員協議会

会長：和田浩明

新型コロナウイルス感染症に係る  
介護支援専門員法定研修の臨時的な取り扱いについて（お知らせ）

会員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症予防、またそれに係る支援についてのご苦勞はいかほどかと拝察いたします。

このたび、千葉県より「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取り扱いについて（通知）高第961号令和2年8月25日発」が示されました。介護支援専門員の法定研修については、中断・延期がされており、更新研修の開催がないため、更新時期を過ぎてしまう介護支援専門員について、資格を喪失しない取り扱いをする期間が示されております。

**有効期間満了日 令和2年2月25日～令和4年3月31日までの者に対し、資格を失効しない期間を有効期間満了日から2年間 延長される有効期間の満了日 令和4年2月25日から令和6年3月31日と定めたものです。**

ただし令和2年2月25日～5月31日までに満了日を迎えた専門I未受講者及び再研修対象者は除く。新型コロナウイルス感染症の影響等で研修が計画通り実施出来ない場合には、取扱期間を延長する場合もあっております。

再度、ご自身の介護支援専門員・主任介護支援専門員資格の有効期間の確認と今回の通知について確認をしておきましょう

千葉県ホームページ：

介護保険＞介護支援専門員＞介護支援専門員資格をお持ちの方へ

お問い合わせ先：

千葉県健康福祉部高齢者福祉課 介護保険制度（043-223-2387）